

議長／皆さん、おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 110 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過並びに結果について報告を求めます。

上田一般会計決算審査特別委員長

上田一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 27 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました、第 80 号議案 平成 26 年度 武雄市一般会計決算認定について、につきましては、平成 27 年 11 月 4 日から 6 日までの 3 日間にわたり慎重に審査いたしました。審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しましたことを報告します。

第 1 に、審査の経緯を踏まえて事業の内容については検証するとともに、今後とも研究、検討を重ねられ、かつ補助事業、委託事業等については透明性をもって執行されたい。

第 2 に、審査の経緯を踏まえて今後の予算編成に反映させられたい。

以上、2 点を述べ講評としたところでございます。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上御報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

反対の理由の第1に、歳入ニコウ(?)でございますが、13 款 1 項 6 目 3 節、行政財産目的外使用料 612 万についてであります。

平成 25 年度から武雄市図書館の指定管理者 C C C からの使用料は基準の 2 分の 1 減額は中止をするべきで、基準どおりの使用料にするべきであります。

規準算定にされている文化財産の目的外使用料を参考にされていますけど、現在の C C C の使用面積 745.1 平方メートルの床は全て利益を求めているスペースであり、減額の対象にはならないと考えるものであります。

支出項目の反対の第2の理由に、2 款 1 項 2 節、給料嘱託職員分 729 万 2900 円の支出に反対であります。

7 款 1 項 2 目の中のシンガポールでの日本自治体等連合シンガポール事務所負担金にかかるものでありますが、建物、備品、借上料等にかかる合計を合算しますと 1000 万をはるかに超える投入は、費用対効果を見ると中止するべきではありませんか。

反対理由の第3に、2 款 1 項 5 目 13 節委託料、広報用機材等写真影響業務委託料 299 万 3760 円は、中止するべきであります。

反対理由の第3に、図書館 P R のために J R 博多駅に設置されている広告料 210 万 1500 円の支出は、ただちに中止するよう求めるものであります。

反対の第4に、10 款教育費、1 項 3 目 9 節旅費、花まる学習塾に対する 315 万の支出に反対であり、教育の現場にこの間、前市長の方針に基づいて進められている政治が教育に介入していると指摘するものであります。

反対の第5に、10 款 5 項 4 目 13 節委託料、図書館歴史資料館指定管理料、1 億 1313 万 2857 円は中止するべきであり、以上 5 点、反対の理由を申し上げ、反対の理由にかえさせ、反対討論にかえるものであります。

以上です。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／皆さん、おはようございます。

第 80 号議案 平成 26 年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、図書館等に関することで反対理由を述べられましたが、決算認定というのは、議決のとおり予算が執行されたかどうかを見るものであり、政策の内容について論議するものではないと思います。

反対内容を見てみますと、予算時に反対した内容が今回の反対理由になっているようにも思えます。

予算審議時に反対意見を言うならともかく、議会で既に議決している内容であり、今回議会の議決を軽視していると思わざるを得ません。

昨日の図書館に関する一般質問で、浦郷教育長のすばらしい答弁がありました。
現在の武雄市図書館がまちづくりの一角になっているというほか4点を申されました。
いずれにしろ、すばらしい成果を上げている図書館であります。
今回の一般会計決算内容については、何の不備もなく、よく努力もされております。
以上のことで、賛成討論といたします。
議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 80 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 2. 第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 10. 第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

石橋特別会計等決算審査特別委員長

石橋特別会計等決算審査特別委員長／おはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 27 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案について、平成 27 年 11 月 9 日から 11 日までの 3 日間にわたり慎重に審査をいたしました。

付託されました 9 件の予算認定議案のうち第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 76 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 81 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 82 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 83 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について、第 84 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 85 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別

会計決算認定について、第 86 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 9 件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、集約しましたので御報告申し上げます。

全体的なものとして、事業の推進にあたっては、長期的な展望に基づいて、計画的に行うよう努められたい。

業務委託については、地元優先的に考慮されたい。

財政については、企業債等、有利な借り換えを積極的に進められたい。

そして、個別には、第 75 号議案 水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、合わせて、施設改修については、計画的な改修に努められたい。

第 76 号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第 81 号議案 国民健康保険特別会計については、実態を認識し、今後とも健全な運営のため、ジェネリック医薬品等の PR 等にも鋭意努力されたい。

第 82 号議案 後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のために鋭意努力されたい。

第 83 号議案 下水道事業特別会計については、接続率の向上に向けた PR 等にも努められたい。

第 84 号議案 土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき、着実な事業の推進に努められたい。

第 85 号議案 競輪事業特別会計については、売上げ増、並びになお一層の地域経済の活性化に努められたい。

第 86 号議案 給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

第 87 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進については、新たな誘致に向け更に努められたい。

このように申し述べております。

以上で報告を終わります。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 75 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 76 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 76 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 81 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御意義なしと認めます。

よって、第 81 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 82 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

>なし

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 82 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 83 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 83 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 84 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 85 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 86 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>なし

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 11. 第 91 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 92 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 93 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 94 号議案 武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 94 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 95 号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 95 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 96 号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 96 号議案に対する質疑を開始いたします。

10 番 上田議員

上田議員／総務委員会で詳しいことはするんですけど、ちょっと確認をします。

今回の放課後児童クラブの料金改定の分が上がっておりますけれども、この記載があつて 1 人目、2 人目、3 人目の算定の仕方、その根拠はどうなっているか確認をしたいと思ひます。

というのは、おそらく多子家庭世帯に対しての補助、助成金額の増大だと思うんですけど、

過去一般質問でもさせていただきましたけど、1人目、2人目、3人目があくまでも小学校に在籍しているとかってというのが規準を持っているものなのか、そこら辺の考えを一つ確認をしておきたいなと思っています。
お願いします。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。
ただいまの御質問の件でございますけども、2人目、3人目の算定につきましては、児童クラブに在籍をしている子どもということでありますので、現在小学校6年生までということになってまいります。
2人目が半額、3人目については無料として算定をしております。
以上でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。
質疑をとどめます。
本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。
日程第17. 第97号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
第97号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、建設常任委員会に付託をいたします。
日程第18. 第98号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例を議題といたします。
第98号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。
日程第19. 第99号議案 武雄市中小企業融資資金の貸付けに関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

第 99 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 100 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 100 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 101 号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 101 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22. 第 105 号議案 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 23. 第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／118 ページの子ども図書館用地測量設計業務委託料と子ども図書館用地借上料の件についてです。

この間の市長の演告と議員の一般質問の中で、建設は決定していないというようなことを言われたんですけども、建設が決定していないということは、建設に適した土地なのかどうかを調査しているのか、内容は決定はしていないけど、そこで絶対やるんだというのか、そこをちょっと１点はっきりしたいということと、もう一つは借上料というのは、これはどういう契約に基づいた金額になるのか。

この２点についてお聞きします。

議長／溝上こども教育部長

溝上こども教育部長／おはようございます。

ただいまの２件の御質問ですけれども、１点目の測量業務の委託料でございますが、こども図書館の建設を考えた場合、今の図書館のすぐ傍につくるのが一番のぞましいという観点で、ぜひそちらのほうにつくりたいということで、この場所の測量設計のほうをお願いしたいと考えています。

あと２点目ですけれども、借上料でございますけれども、これは１月から今年度３月分の借上料でございます。地権者と話をすすめる中で、売却というよりは借り上げというか、売却ではなくて、その契約だったらいいというふうに地権者のほうと合意をいたしましたので、借り上げという形でこども図書館の建設用地として使っていきたいというふうに考えております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／建設地としてそこにしたいと。

内容がよければそこにすることですかね、ある意味。

それで、その内容がそこにあがからない(?)とかなった場合には、別の場所に行くのかということが１点ですね。

それと、土地の借上代というのは、建物の 20 年、30 年契約をするということなのか、そこから辺についてお聞きします。

議長／溝上こども教育部長

溝上こども教育部長／まず 1 点目でございますけれども、機能を見て土地が不足すればという話ですけれども、現地に合うような形での建設になろうかと思います。

2 点目でございますけれども、これについては賃貸者契約を結ぶ際、地権者と協議をしていきたいと考えています。

議長／ほかに質疑はございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／同じ 18 ページのこども図書館用地測量設計業務委託料と、借上料 181 万 2000 円の件ですが、質問の***に市長にお願いしますが、この件について市長就任の時点で、以前も質問で取り上げましたけど、1 月 11 日の読売新聞や 1 月 22 日の佐賀新聞で、***から見て新築で建てることを考えていないと。

キッズライブラリ、あるいはこども図書館の件に言われて、1 月 26 日の市議会の***協議会が開催された中で釈明されまして、前向きの進めることを表明されました。

そういう一連の経過があるわけですが、本議会の 12 月議会の中でも、あるいは市長ブログの中でも、建設ありきということで、もう建設の目処を進めると。

しかし、予算は土地の測量、設計のみである。

今、部長が言われたように、隣につくると、部長は隣につくると言われました。

あきらかに前のめりじゃないかなと。

中身の問題についても、先ほどの一般質問の中でも明確な答弁といいますか、そのやりとりはありませんでした。

そういう中で、私は振り返って考えたときに、このこども図書館の設計をするうえで、私はこれは市長の市政の上で、測量にだけ出してですね、そういう形で、私は一部だけ出すのは正しくないと思います。

この件について、先ほど宮本議員からの質問もありましたけど、借上料、毎月これだったら 1 カ月 10 万円でしょ。

だって 1400 平米でどれくらいの価値があるのか。

どれだけの売買価格なのか。

借上料がこういう形で、3 カ月分で 30 万と出ていますよね。

そういう見通しもどうなるかとお尋ねしたいし、今の 2 点目ですね、そうなる。

そこで市長、この 1 点、2 点目ですけど、この間の経緯を受けて、私はちゃんとした総括

を今の武雄市歴史資料館の総括をしない限り、こども図書館に進めることは私は問題があると。

その点、御答弁いただきたい。

議長／教育部長、答弁ですか。

補正予算書に対する答弁で結構です。

溝上こども教育部長

静かに。

予算に対する答弁で結構です。

溝上こども教育部長／お答えいたします。

今回お願いしておりますは、図書館のすぐ側にこども図書館を建設をしたいということで、建設ができるかどうか、そこも含めたところでのセキ測量でございます。

そして、2点目の土地代ですけれども、これにつきましてはもちろん近隣の土地、地価、そのあたりを全て勘案いたしまして、あとは地権者との交渉の結果こういう金額になりました。

以上です。

議長／23番 江原議員

江原議員／私の質疑はですね、やはりこういう施策をする上で、重要な質問で聞いているんです。

これは一般質問じゃないです。

だからそれはやはり答えるべきだと言っておりますが、今の部長の答弁で、私はこの1400平米の土地売買した場合の評価を含めていくらかかるのか。

本会議は、本会議で質疑があるわけですから、みんなの前で。

当然これは議事録で市民の皆さんにも発信されているわけでしょう。

だから部長にお尋ねですけど、この評価額はいくらになるのですか。

議長／溝上こども教育部長

溝上こども教育部長／土地の評価額、いろんな価格ということですからけれども、実際の近傍の最近の実績等は調査いたしましたけれども、詳しい金額は今わかりません。

そういうことで、それと…あとなんだっけ。

すみません、先ほど言いましたように、この評価額、あるいは路線価額について事前に聞いておりませんでしたので、詳しい数字は持ち合わせておりませんが、以上の通り

報告します。

議長／21 番 松尾 初秋議員

松尾初秋議員／チタイ(?)が近隣の値段で大体計算されたという話を聞きましたけども、そういう形で 1400 平米ですね。

1 年(?)にしたら 120 万だということですけども、***これができる場合、例えば固定資産税のこういう***土地に対して、固定資産税は非課税になったりするんですか。

その辺はどうか。

その辺を勘案して、この値段にされたのかですね、それをちょっとお尋ねしたい。

議長／溝上こども教育部長

溝上こども教育部長／当該土地につきましては、現在、地目は畑でございます。

最終的に交渉したのは、その当該土地に建物が建った場合の宅地の見込みということでしております。

宅地の価格で交渉して、最終的に税金につきましてはもちろん宅地の税金ということで、地権者に税金がかかってまいります。

議長／質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 24. 第 107 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 107 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 108 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 108 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 109 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 109 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27. 第 110 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者より補足説明を求めます。

高倉施設整備課長

高倉施設整備課長／おはようございます。

第 110 号議案について、御説明いたします。

財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 1 ページを御覧ください。

新しい武雄市新庁舎の用地に寄与するため、土地権利者 4 名と武雄市の間で土地売買の仮契約を締結いたしました。

取得する土地は、武雄市武雄町大字昭和 12 番地 11 ほか***でございます。

面積は 122.69 平方メートル、金額は 574 万 1893 円であり、先に取得いたしました土地に追加し取得するものでございます。

武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第 3 条の規定による、金額及び面積に該当いたしますので、同条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、用地の位置につきましては、議案資料の 1 ページの 1 図のとおりでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 110 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／今回の宅地が半分かかっているのは、新幹線がここまでぎりぎり来るといふことなんでしょうか。

議長／高倉施設整備課長

高倉施設整備課長／議員の質問にお答えいたします。

1 図のほうをご覧いただきたいと思います。

旧 JA 斎場(?)の北側に今回土地を所有するわけでございますが、この黒い太い線で囲っております、JR 線路側には、すでに道路のつけかえの用地として6メートルが確保されておりますので、今回、新庁舎建設用地として囲っております北側につきましては、もうすでに鉄道機構のほうで買収がされておるといふふうになります。

以上でございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れ様でした。